

税は納期限内におさめましょう。

税金の滞納がある場合、納期限を守って税金を納めている方との公平性を保つため、差し押さえなどの滞納処分を行います。

納期限を過ぎても納付されない場合

↓
地方税法の規定により、納付期限経過後 20 日以内に督促状を送付します。督促状が発布された場合、督促手数料 100 円も併せて徴収することになります。

(※役場で納付の確認をするのに 2 週間ほどかかる場合があります。督促状の行き違いの際はご容赦願います。) なお、納期限の翌日から法定の延滞金が加算されます。

督促

↓
督促状の発送日から 10 日経過しても完納しない場合は、財産を差し押さえることができます。

⇒地方税法 第 331 条

「督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえしなければならない」と法律で定められています。

事前予告や本人の同意は必要としません。

催告

↓
督促状を送付しても納付がない場合や、過年度の滞納が残っている場合は、催告書を送付し、電話による催告を行う場合もあります。

財産調査

延滞金も徴収・差押の対象になります！

↓
督促状や催告書を送付しても納付がない場合は、滞納者の財産を発見するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して調査を行います。これらの調査は国税徴収法第 141 条から 147 条の規定に基づき、滞納者の了承を得ずに行うことができます。

搜索・差押

財産調査の結果、預金・生命保険・給与・売掛金・土地・家屋などがあれば、差し押さえを行い、強制的に換価して滞納税分に充てます。また、滞納者の居宅の搜索を行い、換価できる動産（車を含む）の差し押さえを行い、公売会で売却し、滞納額に充てます。

これらの差し押さえ、強制換価、居宅の搜索などは事前予告や本人の同意は必要としません。

口座振替での納付が便利です。

納付は納め忘れがない口座振替が便利です。
肥後銀行、熊本銀行、上益城農協、熊本第一信用金庫、九州労働金庫、ゆうちょ銀行、役場税務課の窓口で手続きできます。

(すでに申請されている方は残高不足にご注意ください)

納税のご相談は税務課徴収係まで

237-2639 (直通)

※やむを得ない理由で納付が困難な場合は、事前に連絡・相談ください。生活状況などの聞き取りをしたうえで、完納までの計画の相談に応じます。連絡がないと個別の事情を把握できず、法令に基づき滞納処分を行うことになります。